

# 1949年の欧州統合構想

— ウェストミンスター経済会議決議の分析 —

小 島 健

## はじめに

第二次大戦後、欧州統合の掛け声を挙げたのは、各国政府ではなく、まず民間からであった。1946年9月前英首相チャーチル（Winston Churchill）は、チューリッヒで行った演説で「欧州合衆国」（United States of Europe）の創設を訴えた。これを受けた各種の欧州統合団体は、1948年5月オランダのハーグで欧州統合を支持する民間人・団体によるヨーロッパ会議を開催した<sup>1)</sup>。ハーグ会議では、欧州統合を推進するための各種の決議が採択され、経済統合を求めるハーグ会議経済社会委員会の決議も採択された<sup>2)</sup>。

ハーグ会議の経済決議を受けより具体的な欧州経済統合を検討したのが、1949年4月にイギリスのウェストミンスターで開催された経済会議である。ハーグ会議後、同会議を主催した6つの統合団体<sup>3)</sup>は統一組織として欧州運動（European Movement/Mouvement Européen）を結成した。ウェストミンスター経済会議は、欧州運動が主催した会議であり、開催国イギリスの欧州運動が大きな役割を担った。また、経済面での議論は欧州運動に参加した団体の中で経済問題を専門とする欧州経済協力連盟が主導することになった<sup>4)</sup>。

欧州統合の具体的提案が政府によってなされるのは、1950年5月の仏外相シューマンによる石炭鉄鋼共同体の提案であり、会議の1年後のことである。また、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）が1952年に発足するとまもなく経済全般の統合についての提案もなされるようになり、1957年3月にはローマ条約が調印され、1958年1月に欧州経済共同体（EEC）が発足する。1950年代の各国政府による欧州統合の具体化に1949年のウェストミンスター経済会議の決議は大きな影響を与えたと考えられる。

ただし、従来、欧州統合の原動力として強調されてきたのは、政治的動機である。二度の大戦の舞台となったヨーロッパに平和をもたらすことが統合の動機として語られ、2012年度のノーベル平和賞はEU（欧州連合）に与えられた。たしかに、二度の大戦で戦った独仏が戦後まもなく和解し、欧州統合の中核となり「不戦共同体」を建設したことは特筆に値する。

しかし、他方で経済的意図が統合をもたらす主要な要因だったとする見解もある。イギリスの経済史家ミルワード（Alan S. Milward）は、1992年に出版した『国民国家のヨーロッパ的救済』<sup>5)</sup>において戦後の経済困難に直面した西欧国家が、自力での経済復興の限界を認識し、

経済統合を進めることで各国の比較優位を持つ産業を振興し復興を目指したことを強調した。この見解は、2012年度の『通商白書』<sup>6)</sup>においても改めて注目されており、ヨーロッパだけでなく東アジアをはじめ世界各地における経済統合を考える場合に示唆を与える。したがって、経済統合を議論しその推進を主張したウェストミンスター経済会議は、経済統合にヨーロッパが舵を切った具体的な一歩として検討に値するのである。

ウェストミンスター経済会議が欧州統合に果たした役割についてこれまで全く考察されてこなかったわけではない。とくに統合史研究の草分けリプゲンス (Walter Lipgens) が中心となって資料の収集と解説がなされた資料集において同会議は欧州経済協力連盟の活動の項目において扱われている<sup>7)</sup>。しかし、同書においては会議の最終決議は掲載・分析されず、決議案が掲載されなかつ決議案も海外領などに関する項目は省略されており、決議案の内容についての検討もなされていない。

本稿の目的は、欧州運動をマイクロフィルム化した資料<sup>8)</sup>の中からウェストミンスター経済会議の最終決議を収集し、決議のすべてを分析することによって同会議で示された見解を検討することにある。ウェストミンスター経済会議においてどのような決議がなされたかを明らかにすることによって、1940年代末の民間の欧州統合運動が、1950年代に具体化する欧州統合にどのような影響を与えたかについて考察する手がかりを得ることができるであろう。

## 第1章 ウェストミンスター経済会議の概要

### 第1節 会議の準備

1948年5月のハーグ会議の決議を受けて欧州運動が経済会議をイギリスで開催する準備を始めたのは1948年10月である<sup>9)</sup>。この会議には、欧州運動のイギリス支部、フランス支部およびベルギー支部から報告書が提出され議論のたたき台になった。報告書を作成したのは欧州運動を構成し経済問題を研究する欧州経済協力連盟の各国委員会である。

イギリス報告書は、欧州経済協力連盟と統一欧州運動の経済部門によって準備された<sup>10)</sup>。また、イギリス支部は会議の議題準備にも責任をおっており、議論を主導した。フランス報告書は、実際にはアンドレ・フィリップ (André Philip) により作成された<sup>11)</sup>。ベルギー報告書を作成したのは、大金融グループのブリュフィナ (Brufina) の経済顧問であったセルモン (Lucien Sermon) であり、それは欧州運動ベルギー支部の要請によるものだった<sup>12)</sup>。セルモンは、1950年代に欧州経済協力連盟の事務局長になる人物であり、ウェストミンスター経済会議が連盟にとっても大きな意義を有していたことが分かる。

準備のための国際会議が、1949年1月6-7日、2月23日、3月26-27日に開催された。準備会議は、さまざまな経済的、政治的、国家的立場の共通の場を発見し、各国の妥協を図ることが目的であった。この結果、決議案が作成された<sup>13)</sup>。

## 第 2 節 決議の作成

1949 年 4 月 19 日から 25 日にウェストミンスターで開催された経済会議は諸決議を採択した。会議は国際執行委員会 (Comité exécutif international) に対して次回会議から決議を検討し、その原則に承認を与えるよう要求した。また、各国において代表団が政府に決議を提出する。他方、欧州運動の事務局は、欧州審議会の欧州諮問議会の議員に決議や会議に提出された報告書の概要、最近出された欧州経済同盟に関する重要論文を収録した本を作成し送付することになった<sup>14)</sup>。

欧州運動は、ウェストミンスター経済会議の成果を同運動の内部で深化させるだけでなく、欧州各国政府に決議を提示し、欧州統合を促した。また、統合を支持する議員から構成される欧州審議会にも働きかけた。

会議の決議を作成する作業は、6 つの委員会で行われた<sup>15)</sup>。委員会名と委員長は以下の通りである。

- 1) 通貨・金融委員会：Lord Layton (イギリス) 委員長
- 2) 社会・通商委員会：Daniel Serruys (フランス) 委員長
- 3) 基盤産業委員会：André Philip (フランス) 委員長
- 4) 農業委員会：Sénatour Sacco (イタリア) 委員長
- 5) 海外領関係委員会：Sénatour Kerstens (オランダ) 委員長
- 6) 制度・機構委員会：Leslie Horo-Belisha (イギリス) 委員長

このように、6 つの委員会においてイギリスとフランスが各 2 名の委員長を出しており、会議には両国の強い影響力を見て取ることが出来る。また、決議も英仏両言語で発表された。

## 第 2 章 決議の分析

### 第 1 節 通貨・金融に関する決議<sup>16)</sup>

決議はまず通貨の自由交換がなされなければ、いかなる欧州経済同盟も完全には実現できないと断言する。ただし、現在は移行期であるので通貨交換は実際の取引によって発生するものに限定されざるをえず、資本移動に対する制限は維持される。

決議は欧州各国が金融政策を協調することで、公的あるいは民間の投資が各国において可能になるとし、財政収支の健全化、国際収支を混乱させるような資本移動の制限、信用政策での協調を促した。また、通貨に関する技術的問題について各国政府の政策協調を支援するために最高通貨機関 (High Monetary Authorities) によって構成される委員会が設置されるべきであると述べている。これは現在の欧州中央銀行 (ECB) につながる構想ともいえる。

決議は以上の政策が効果を発揮すれば、各国間の資本移動の自由化が実現し、それはブレトンウッズ協定で定められた為替相場を不均衡にすることはないと楽観的に述べている。

最後に決議は、欧州統合が進展するならば、通貨・金融に関して提案された諸方策は単一通貨を含む通貨制度の創設に至り、それを担う欧州組織が設立されるとする。この見通しは、今日の欧州中央銀行と単一通貨ユーロを想起させる。

以上、見てきたようにウェストミンスター経済会議の通貨・金融に関する決議は、金融政策での協調の促進を基礎に金融統合や単一通貨の創設まで発展することを目指す先駆的なものであった。ただし、こうした斬新な構想が出てきた背景には、当時の欧州諸国が為替問題や国際収支の不均衡に悩まされていたという事情があり、实体经济の不均衡が通貨問題に及ぼす影響をどのように見ていたのかなど、金融の理解において不十分な点も指摘される。また、経済状態が安定し為替が安定すれば、反対にヨーロッパ内での金融政策の協調を促進する必要性がなくなることも暗示している。

## 第2節 社会・通商委員会による決議

社会・通商委員会では4つの決議が採択された。

### (1) 第1決議<sup>7)</sup>

決議はまず欧州に経済同盟を設立することの必要性を訴える。経済同盟は戦争がもたらした廃墟の上に堅固でより効率的で生産的な経済を築き上げることが目的であり、資源を合理的に活用し大量生産方式での製造を保障するのに十分な広大な市場を設立し、全ての参加者に平等に科学的発見や技術的進歩の恩恵を与える。また、ヨーロッパ内の人的移動の障害を撤廃し、人々が国境を越えて労働し、事業を起こし、旅行し、居住することによって国民間の理解が容易になるという社会的な側面も経済同盟の利点として挙げる。

大量生産方式の採用や大市場の形成によって人々の生活水準の向上を図ることは、欧州経済共同体 (EEC) を提案した1956年のスパーク報告で述べられることであり、決議はこれを先取りしている。

経済同盟形成に必要な条件として決議は、同盟は段階的にしか実現できないことを述べるとともに、必要な権力が可能な限り国際機関 (Autorité internationale) に託されることが必要であることを強調する。国家が持つ固有の権限の一部を超国家機関に移譲するとの考えはECSCにおいてまず石炭鉄鋼部門において実現した。さらに、通貨統合においては金融政策や通貨発行の権利が移譲され、近年の欧州債務危機では財政政策における権限の移譲が議論されており、国家主権の一部移譲は、欧州統合において常に議論されてきた問題である。

経済同盟に加盟できる国すなわち同盟の範囲は、民主主義の原則を受け入れる国とされており、これは事実上東ヨーロッパの社会主義諸国の加盟を認めないことと理解される。その一方、同盟はヨーロッパ諸国と連合関係にある海外領には開かれる。英仏など植民地宗主国と海外植民地は欧州統合の対象地域なのである。

経済同盟の目的は、人、商品、資本が一国内と同様に容易に移動できる空間をヨーロッパに形成することであるとされる。したがって、これは関税同盟、さらに対象を広げた経済同盟を意味する。すなわち、段階的に関税障壁を撤廃し、為替制限を撤廃することが目指される。そのために同盟形成のための国際協定では関税休戦が合意される。さらに域外に対しては共通対外関税が設定される。これは、実際に EEC が 1968 年 6 月末に域内の関税を撤廃し、7 月 1 日から共通対外関税率を設定し関税同盟を実現したシナリオである。

また、決議は競争政策についても言及している。同盟参加政府は直接または間接的な保護的措置をとるべきでなく、同盟はこうした手段を監視するが、とくに差別的な運賃を適用しないことを強調している。他方、政府による労働者の生活条件の改善や職業的価値を向上する目的で採った政策は保護主義的であると考えられるべきではないとして、労働政策の必要を認める。この点は、ECSC 以来の競争政策と同様の考えを先取りしていると言える。

関税同盟の実現の時期としては、数量制限の撤廃は 2 年、関税に関しては 10 年をかけて段階的に撤廃される。ただし、各国での完全雇用や満足できる生活水準を保証し、国民経済を適応させるために移行措置が認められる。これも、EEC 条約とほぼ同様の内容となっている。

第 1 決議は労働者のための政策を熱心に主張する。すなわち、労働者の利益となる方向での税制上・社会上の政策を調和させるためのあらゆる努力が開始されなければならない。労働者に最低限の保障を行うことを目的とするために、使用者と労働者の間でヨーロッパ集団協約が議論されることが必要であることが述べられる。決議は、欧州統合を実現するために労働者に中心的重要性を付与することを宣言したのである。

さらに人の移動について述べた箇所では、完全雇用が道徳的、社会的、経済的に必要である旨を述べ、欧州経済同盟内を労働者が自由に移動できることによって、一国レベルで実現する以上に完全雇用と満足できる生活条件は可能になるとする。

したがって、人の移動の自由化は直ちに着手すべきことである。ただし、人の移動の自由化も段階的に達成されるべきものであり、第一段階において最小限の移民は各国で可能とされるべきであるが、人数は同盟の加盟国による合意で決められる。また、居住外国人には内国人と同様の経済的・法的権利が与えられる。

以上のことは、欧州審議会を仲介して、また新たに設立される欧州機関との共通の合意にもとづき実施される。

第 1 決議は、このように欧州経済同盟が、自由主義的な経済活動を基盤とするものの、労働者の福祉に配慮し、欧州審議会の助力を得ながら同盟の新組織によって運営されることを宣言した。

(2) 第2決議<sup>18)</sup>

第2決議では、旅行の自由の促進を求める。欧州同盟の目的として同盟内での自由な旅行の権利を挙げ、その本格的な解決までの暫定的な措置として、年1ヵ月の旅行する可能性と通貨上の便宜の供与がなされるべきであると述べている。

また、北米からの旅行者の増大がドル・ギャップの解消に貢献することから、アメリカから欧州への旅行者の誘致、国境手続きの簡素化と統一化などを提案した。

(3) 第3決議<sup>19)</sup>

第3決議は、ヨーロッパに居住する難民への支援に関するものである。現在ヨーロッパには数十万人の難民がまだキャンプなどに収容され、法律的な保護を受けず、仕事や研究する自由を奪われている。

決議は、これら家がなく故国に戻れない人々は、もはや難民として扱われるべきでなく、ヨーロッパ人として扱われ、現在居住している国の市民と同じ権利や便益を受けるべきであることを宣言した。

さらに、欧州運動国際執行機関がこれら移住ヨーロッパ人のための常設避難所と労働の問題を研究するよう求めた。

これは、社会主義体制下の東ヨーロッパからの移民に対する自由主義ヨーロッパの積極的対応を促す意味を持ち、冷戦開始間もない当時のヨーロッパにおいて、難民が大きな社会・政治問題であった情勢を反映している。

(4) 第4決議<sup>20)</sup>

本決議は、生産性、生活水準および実質賃金に関する比較研究を行うことを提言した。この研究は直ちに行われるべきであるとされた。なぜなら、これらは経済同盟を実現する政策にとって必要な情報だからである。

研究の実施は当面 OEEC（欧州経済協力機構）に託される。ただし、将来的には設立が勧告されることになる欧州統計・景気機関がこうした研究を担うものとされた。

第4決議は、経済統合に向けた政策を行うためには各国経済の比較研究と経済に関する統計などの情報が欠かせないと認識を示した。これは、後に共同体の統計局（Eurostat）として実現されることになる。

第3節 基盤産業委員会決議<sup>21)</sup>

基盤産業委員会はヨーロッパ復興にとって最も重要と考えられる石炭、製鉄、電機および運輸の4産業について研究を行った。その結果、4産業それぞれに3つの組織を設立することが勧告された。

第1の組織は、対象産業の全般的政策を決定する権限を持つ公的機関である。政策でとくに重視されるのは、経済同盟の全般的利益、経済的・社会的利益に合致した投資、生産量、価格に関する政策である。

第2の組織は、雇用者、被雇用者、公的利益の代表者から構成される諮問機関である。この機関の役割は、当該産業にとっての一般的利害に関して欧州機関に諮問することにある。

第3の組織は、各企業の代表を統合する業界団体（英語 Employers organization, 仏語 entente）である。公的機関がこの業界団体に指導や指示を出し、業界団体がそれを実行する。指導・指示の内容は、a) 需要に適合するよう生産を発展させる、b) 特化・標準化その他の手段で生産性を増大させる、c) 全ての国民の生活水準を向上させるために原価を削減することで物価を引き下げる、である。

この業界団体は、欧州公的機関に届けられる国際協定によって設立される。また、すべての業界団体は規約等を公にしなければならない。ここで提案されている業界団体は、一種の公的な国際カルテルであると考えられる。

このように基盤産業について決議は、当該産業を管理する超国家機関の設立と公的な国際カルテルを認め、むしろカルテルを通じて当該産業の組織化と発展を図ろうとした。国際カルテルを利用してヨーロッパ経済の円滑な運営を行いヨーロッパ経済の協調が促進されるという考えは、戦前、国際連盟においてフランス人政治家ルシュール（Louis Loucheur）によって提案されたものである<sup>22)</sup>。その点で、この考えは戦前の欧州統合構想と国際カルテルの関連に関する議論に根拠を持っている。

本決議の内容は、業界団体を除きほぼ欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）において石炭業と製鉄業については実現されたと考えることができる。ECSC条約はカルテルを禁止しており、カルテルと判断される可能性が高い業界団体を認めなかったのは当然のことと考えられる。この点においては、ウェストミンスター経済会議とECSCの経済政策思想の相違が確認できよう。

#### 第4節 農業委員会決議<sup>23)</sup>

決議は欧州審議会の欧州議会<sup>24)</sup>の農業・食料委員会が次のことを行うことを目的とする生産物審議会を設置すべきであると勧告する。同審議会は、

- 1) 農産物の生産と分配に関して欧州農業政策を促進するためにとるべき手段を研究する。
- 2) 農業経営者と農業労働者に十分な生活水準を保障することを目的として、農産物市場を安定させるのに必要な手段をとる。これは、経済的、社会的な視点から正当化されることである。
- 3) 農業団体の協力を得て、農産物市場安定化のための機関の設立を提案する。この機関は必要があれば在庫を管理し、国際的な農産物の分配活動を行う。

本決議は、農業者の保護を目的とし、市場の混乱から農業を保護し、そのための欧州機関の設置を提案する。こうした主張はシューマン・プラン後にフランスやオランダから提案された農業共同体構想の先駆と言える。そして、農業に関する本決議の多くは、欧州経済共同体の共通農業政策（CAP）として実現されることになる。

#### 第5節 海外領土に関する決議<sup>25)</sup>

本決議で対象となる海外領土とは、英連邦諸国とベルギー、イギリス、フランス、イタリア、オランダ、ポルトガルの植民地（海外連合諸国）である。決議は、海外連合諸国に対するヨーロッパ諸国の政策は生活水準の向上と住民の福祉の促進を目的としており、またヨーロッパと海外領土との貿易を刺激し発展させることが双方にとって必要であり、それはドル圏との国際収支を改善するのに即効性のある効果的な手段であると述べる。

海外領土の経済的・社会的開発のためにはヨーロッパと海外領土との定期的な協議の場を設けることが必要であり、それによって海外諸国発展のための技術援助や必要な資本を提供することが出来る。また、海外領土にとってヨーロッパ市場は重要であり、ヨーロッパが緊密な経済同盟となり域内の貿易が活発化することは海外領土にとっても利益となるとされた。

次に決議は現在本国と海外領土で行われている特惠貿易について、不要な混乱を避けるためにも維持されるべきであり、さらに欧州経済同盟の利益を促進するために相互主義を基礎として特惠制度を拡張すべきであると提言している。

ただし、上記で述べた特惠制度は、GATT（関税と貿易に関する一般協定）などの最恵国条項を根拠に非ヨーロッパ諸国が同様の便益を要求することによって、無効にされる懸念がある。そこで、特惠制度の維持・拡大のためには、GATTなどの国際機関において最恵国待遇と同様の条約上の義務適用を緩和することを要求する必要がある。また、最恵国条項の緩和は、経済同盟そのものの形成も容易にする。

最後に決議は、ヨーロッパと海外領土との連合が排他的ブロックではない点を強調する。すなわち、連合の目的は、域外の国に高い関税を課すことではなく、ヨーロッパ、海外領土および全ての諸国との貿易を最大にまで引き上げ、世界全体の福祉を一層向上させることにあると主張した。

以上のように、決議は、未だ独立していない海外植民地の存在を前提に、これまで宗主国との間で行われていた特惠貿易を継続するとともに、特惠貿易を他のヨーロッパ諸国にも拡大し植民地の販路を広げることを目的とした。その点で英仏など植民地大国の利害に沿った内容であるが、戦前の排他的なブロック経済を志向したものではない。

すなわち、決議は他のヨーロッパ諸国の海外領土への輸出や投資を認めており、欧州経済同盟と海外領土との緊密な経済関係（連合）による海外領土の開発を目指している。この内容は、1957年調印のEEC条約第4部「海外の国および領域の連合」としてほぼ実現される



ことになる<sup>26)</sup>。ただし、そこには EEC 非加盟のイギリスと英連邦諸国は含まれていない。

## 第 6 節 機構委員会決議

機構委員会は 2 つの決議を会議に提出し、採択された。

### (1) 欧州経済社会評議会の設立<sup>27)</sup>

決議は、欧州審議会の諮問議会によって欧州経済社会評議会の設立がなされるべきであると提案した。同評議会は、工業、商業の雇用者代表と同数の労働者代表、農業者代表および専門家によって構成される。評議会の目的は、全欧州の経済の漸次的統合、経済発展および社会進歩を目指した勧告を作成することである。

そこで、評議会の役割として、独占、カルテル、関税、輸入割当、投資政策、外国為替の規制、人の移動の制限、そのほかの欧州経済の建設を遅らせる障害を監視することが挙げられた。

また、評議会は政策提言をしなければならず、とくに生産と分配の発展、労働者の移動の容易化、完全雇用の保障、雇用者と被雇用者の良好な関係の促進、生活水準と労働条件の改善、国家間の経済活動の段階的調整を目的とする政策などが提言される。評議会によって作成された勧告は、欧州審議会の諮問議会に提出され、そこで検討される。

このように各種諸利害と専門家によって構成される経済社会評議会の設置が機構委員会の最重要のテーマであった。評議会は、諸利害を調整し政策を提言する機能を持つので、コーポラティズム的機関である。当時、南欧諸国を中心にコーポラティズムで経済を運営することは一般に行われ始めており、そうした諸国からの要求に基づくものと考えられる。

また、政策提言の提出先が欧州審議会の諮問議会であることから、ウェストミンスター経済会議の参加者において、欧州経済統合を推進する機関は、欧州審議会であることが自明のことであったことが分かる。

1950 年代の欧州統合において経済社会評議会は限定的に実現される。ECSC においては、条約の第 18 条で最高機関の下に諮問委員会が置くことが定められた。諮問委員会は、生産者、労働者および消費者・販売業者の同数の代表より構成される。ただし、政策提言の権限はなく、最高機関による諮問を受け審議を行うための機関であった。

また、EEC 条約では第 5 部「共同体の機関」第 3 章で本決議と同じ名称の経済社会評議会の設置が定められている。同評議会は、生産者、農民、運輸および一般労働者、商人および職人の代表者、自由職業の代表者および一般利益の代表者によって構成される。ただし、EEC 条約第 193 条はこの機関は「諮問機関として設置する」と明確に規定しており、決議にある政策を提言する重要な役割は与えられなかった。その意味では、決議と異なり ECSC も EEC もコーポラティズム的要素が希薄な組織であると見ることができる。

## (2) 経済社会評議会と他の機関との関係<sup>28)</sup>

機構委員会は、他の委員会から専門機関を設立したいとの勧告を受けていた。提案されている専門機関は、特定の工業、農業およびこれらに関係する様々な活動を含んでいる。この提案とは、基盤産業委員会からの4部門ごとの3種類の機関や農業決議で提案された欧州機関などを指している。

機構委員会は、他の委員会から提案された専門機関は経済社会評議会のコントロール下に置かれることを勧告する。また、これら専門機関の適否についての研究は経済社会評議会に託されるべきことも勧告された。その理由として、決議は、同評議会の任務が経済・社会政策の全ての分野について勧告を行う機関であることを根拠として述べている。

機構委員会の第二の決議は、ECSCやEECではほとんど実現しなかった。その理由はすでに述べたように、ECSCの諮問委員会もEECの経済社会評議会も諮問機関にしか過ぎず、政策提言など重要な権限を与えられなかったことが大きな理由である。専門機関は、ECSCの最高機関、EECの委員会のコントロールのもとに置かれたのである。

## むすび

ウェストミンスター経済会議の決議は、これまで見てきたように、その多くが1950年代に成立したECSCやEECにおいて実現したと見ることができる。以下、具体的に確認しよう。

通貨・金融委員会の決議で言われた通貨の自由交換は、1950年代半ばにほぼ達成され1958年からは正式なものとなった。また、資本の自由移動は、1970年代初頭にIMF固定相場制が崩壊したのち徐々に始まり、1993年のEC単一市場発足により達成された。単一通貨を含む通貨制度は、本決議のなかでは最も遅れて実現した提言となった。欧州中央銀行（ECB）が発足したのは1998年であり、単一通貨ユーロは1999年1月から帳簿上の通貨として登場し、ユーロ現金が流通するのは2002年1月のことである。また、ユーロにはイギリスは参加していない。

社会・通商委員会の決議のうち全面的な経済統合を求めたのが第1決議であり、同決議では経済同盟の設立を訴えている。経済同盟が目的とした人、商品、資本の移動については、EEC条約において共同市場の実現として明確にされた。まず達成されたのが、商品の自由移動に関するもので1968年7月に関税同盟が発足した。

さらに、1985年に発表された「域内統一市場白書」にもとづき商品、労働力、資本、サービスの自由移動を1992年末までに達成することが合意された。この目的はほぼ達成され1993年EC単一市場が発足した。

また、労働者や旅行者の移動の自由については、1990年のシェンゲン協定によって国境検問が廃止されパスポート検査なしで域内において自由移動が出来るようになった。ただし、

イギリス、アイルランドはシェンゲン協定に未参加だが、他方 EU 未加盟のノルウェーとアイスランドが同協定に参加している。

基盤産業委員会の決議は、石炭、製鉄、電機および運輸の 4 産業において全般的政策を決定する権限を持つ欧州機関、諸利害の代表からなる諮問機関、新設される欧州機関の指導・指示を実行する業界団体（公認国際カルテル）の 3 機関の設置を求めた。

このうち石炭と製鉄については ECSC として実現した。ただし、ECSC において業界団体の設置は行われなかった。また、電機と運輸については、EEC の対象ではあるが、EEC は産業に対する全般的政策を行うことを目的とはしておらず、決議は実現しなかった。

農業委員会決議は、農業者が十分な生活水準を保障されることを目的として、農産物市場の安定、そのための機関を設置することを求めた。この要求は、EEC 条約第 2 部「共同体の基礎」第 2 編「農業」において共通農業政策（CAP）として規定された。

しかし、政策形成に着手したのは 1960 年代に入ってからであり、さらに穀物統一価格をめぐる各国の利害対立のため交渉は難航した。ようやく 1968 年 7 月に穀物統一価格が形成され、他の乳製品など農産物も含めて CAP は発足した。

CAP は、石炭、鉄鋼部門について古い共通政策であり、CAP 財政のために共同体財政が生まれたことから「欧州統合の要」と評価された。しかし、1980 年代に入ると農産物の過剰生産が問題となり、EC の財政を圧迫したことから批判が起り、1990 年代に CAP の大規模な改革が行われた。

海外領土に関する決議は、海外領土との連合関係の拡大と推進が謳われ、これは EEC 条約第 4 部「海外の国および領域の連合」としてほぼ実現した。もちろん、これには EEC 非加盟のイギリスの海外領などは含まれていない。EEC はこの条項をもとに独立した旧植民地と 1960 年代以降も連合関係を継続した。1970 年代からは新たに加盟したイギリスの旧植民地を含めロメ協定、コトヌー協定と発展し、旧植民地との密接な経済関係を形成している。

最後の機構委員会の決議は、政策提言機関として諸利害の代表と専門家から成る欧州経済社会評議会の設置を求めた。この決議にはコーポラティズムの色彩が強い。しかし、ECSC で設置された機関は諮問機関であり、最高機関の諮問を受けるにとどまった。また、EEC において名前は同じ機関が設置されたが、こちらも機能は諮問機関であり、コーポラティズム的な機関とはいえない。

以上、ウェストミンスター経済会議の決議は、1950 年代の欧州統合に大きな影響を与えたと判断できる。すなわち、提言された経済統合の方法やそのための機関には類似のものがいくつもあり、決議は当時の欧州統合論に多くの知見を与えたと思われる。実際、会議の参加者にはその後の統合に直接関与するものがおり、さらに、決議は各国の有力政治家などに送付され、のちの統合論議において参照されたであろう。

また、決議のもととなった各国報告書、決議そのものの作成を主導した欧州経済協力連盟

## 1949年の欧州統合構想

の存在感も大きい。連盟のメンバーには各国の経済の専門家が多数おり、各国における統合論をリードした。さらに連盟会長のヴァンゼーラント (Paul van Zeeland) は、この年8月ベルギー外相となり直接 ECSC 交渉に関与することになる。

(付記) 本研究は、2009-2012年度 JSPS 科研費 21530345 (研究代表者 小島健) の助成を受けたものである。

### 注

- 1) ハーグ会議については、小島健「欧州統合運動とハーグ会議」『東京経大会誌』262号、2009年、参照。
- 2) 決議については、同上論文、245-246頁参照。
- 3) 6団体とは、統一欧州運動、欧州経済協力連盟、欧州連邦主義者同盟、統一欧州フランス評議会、新国際グループ、欧州議員同盟である。
- 4) 欧州経済協力連盟について詳しくは、小島健「欧州経済協力連盟の創設 (I)」『経済学季報』(立正大学)第57巻3・4号、2008年、「欧州経済協力連盟の創設 (II・完)」『東京経大会誌』271号、2011年；同「欧州協力独立連盟から欧州経済協力連盟へ」『東京経大会誌』273号、2012年、参照。
- 5) Alan S. Milward, *The European Rescue of the Nation-State*, Routledge, London, 1992.
- 6) 経済産業省『平成24年版 通商白書』勝美印刷、2012年、365-366頁。
- 7) Heribert Gisch, "The European League for Economic Co-operation (ELEC)", Walter Lippens and Wilfried Loth (eds.), *Documents on the History of European Integration*, Volume 4, Walter de Gruyter, Berlin, 1991.
- 8) *The Foundation of Modern Europe, Series One: The Archives of the European Movement from the European University Institute*, Florence, Reading; Woodbridge: Primary Source Microfilm, 1998 (以下、Archives of the European Movement と略記)。
- 9) *Ibid.*, "55. European Economic Conference of Westminster, Preparations: March-April 1949", p. 222
- 10) *Ibid.*, (A) British Report, pp. 223-235.
- 11) *Ibid.*, (B) French ditto, pp. 235-246.
- 12) *Ibid.*, (C) Belgian ditto; Michel Dumoulin et Anne-Myriam Dutrieue, *La Ligue européenne de coopération économique (1946-1981)*, Peter Lang, Berne, 1993, p. 36 によれば L. L. Sermon, *L'union économique européenne. Rapport présenté par le comité belge de la LECE à la Conférence économique de Westminster*, Bruxelles, août 1949 がベルギー報告書である。
- 13) *Ibid.*, (D) Draft Resolutions, pp. 221-251.
- 14) Archives of the European Movement, No. 1137, Mouvement européen (以下、フランス語で M. E., 英語で E. M. と略記。), Conclusions de la Conférence Economique européenne de Westminster, EX/P/79.
- 15) Archives of the European Movement, No. 1137, Conférence économique européenne de Westminster tenue du 19 au 25, 04/1949, M. E.: Commission économique et sociale Française,

- “Resolution adoptées par la conférence économique de Westminster (19-25 avril, 1949)”.
- 16) Archives of the European Movement, No. 1137, E. M., “Currency and Financial Resolutions adopted in Plenary Session 24<sup>th</sup> April 1949”; M. E., “Résolution monétaire et financière adoptée par la Conférence économique européenne de Westminster, 24 avril 1949”.
  - 17) Archives of the European Movement, No. 1137, M. E., “1<sup>ère</sup> Résolution de la commission sociale et commerciale adoptée en séance plénière, le 24 avril 1949”. 本決議の英文を見つけることは出来なかった。
  - 18) Archives of the European Movement, No. 1137, E. M., “2<sup>nd</sup> Resolution of the Social and Commercial Committee adopted in Plenary Session. 24. 4. 49.”; M. E., “2<sup>e</sup> Résolution de la commission sociale et commerciale adoptée en séance plénière, le 24 avril 1949”.
  - 19) Archives of the European Movement, No. 1137, E. M., “3rd Resolution of the Social and Commercial Committee adopted in Plenary Session. 24. 4. 49: Displaced Persons from the European Continent.”; M. E., “3<sup>e</sup> Résolution de la commission sociale et commerciale adoptée en séance plénière, le 24 avril 1949”.
  - 20) Archives of the European Movement, No. 1137, E. M., “4th Resolution of the Social and Commercial Committee adopted in Plenary Session. 24. 4. 49: Comparative Study of Productivity, Living Standard and Real Wages”; M. E., “4<sup>e</sup> Résolution de la commission sociale et commerciale adoptée en séance plénière, le 24 avril 1949: Etude comparative des productivités, des niveaux de vie et des salaires réels”.
  - 21) Archives of the European Movement, No. 1137, E. M., “Resolution of the Basic Industries Committee adopted in Plenary Session, 24. 4. 49”; M. E. “Résolution de la commission des industries de base adoptée en séance plénière, le 24 avril 1949”.
  - 22) ルシュールの国際カルテル利用構想については、小島健『欧州建設とベルギー』日本経済評論社、2007年、第2章「戦間期における欧州建設構想と国際カルテル」、参照。
  - 23) Archives of the European Movement, No. 1137, E. M., “Agricultural Committee Resolution”; M. E. “Résolution de la commission de l’agriculture”.
  - 24) 原文では英語 European Assembly, 仏語 Assemblée Européenne となっている。欧州審議会の議会のことを指すものと考えられる。
  - 25) Archives of the European Movement, No. 1137, E. M., “Resolution of the Overseas Territories Committee adopted in Plenary Session, 24. 4. 49”; M. E. “Résolution sur les relations avec les pays d’outre-mer adoptée en séance plénière, le 24 avril 1949”.
  - 26) EEC と海外領土との連合については、小島健「設立期における EEC の低開発国政策」『経済科学』(名古屋大学) 第 36 巻第 1 号, 1988 年, 参照。
  - 27) Archives of the European Movement, No. 1137, M. E., Commission institutionnelle, “Résolution proposant la création d’un conseil économique et sociale européen (adoptée à la session plénière du 24 avril), P/I. C./Final”. 本決議の英文は見つからなかった。
  - 28) Archives of the European Movement, No. 1137, E. M., “European Institutions passed by Plenary Session of the European Economic Conference of Westminster 24<sup>th</sup> April 1949, P/IC/Final (2)”; M. E., “Les institution européennes. Adoptée en séance plénière par la Conférence économique européenne de Westminster, le 24 avril, 1949, P/I. C./Final/2”.